

防災訓練実施結果報告書

平成 26 年 12 月 26 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2

氏名 ニュークリア・デベロップメント株式会社

取締役 義夫

(担当者 管理部 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	ニュークリア・デベロップメント株式会社 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2
防災訓練実施年月日	平成 26 年 9 月 24 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	燃料ホットラボのプールにて燃料集合体落下事故が発生し、燃料棒複数が破損して放射性物質が排気筒より環境に放出され、原災法第 10 条、第 15 条レベルに達した。作業員 1 名が負傷したため、広域消防の出動を得て救出・病院への搬送を実施した。また、茨城県原子力オフサイトセンター (OFC) 内の現地対策本部への派遣防災要員と連携して事態収束に対応した。
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	① 招集訓練 ② 救出訓練 ③ 通報訓練 ④ モニタリング訓練 ⑤ OFC 派遣防災要員と連携しての情報収集・連絡調整・広報訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり。
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり。

総合訓練実施結果の概要

1. 訓練の目的

本訓練は「ニュークリア・デベロップメント株式会社原子力事業者防災業務計画」第2章第7節に基づき、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施するものである。

2. 訓練の実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

平成26年9月24日(水) 13:30～15:30

(2) 対象施設

燃料ホットラボ施設

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力防災組織(防災業務計画に基づく組織及び通報・連絡体制)

(2) 評価体制

訓練終了後に行う参加者による反省会及び事後に提示される気づき事項を基に改善点の抽出を行う。

(3) 参加人数

78名(社内モニター要員等を含む)

4. 原子力災害想定概要

(1) 想定事象

9月24日(水) 13:30 燃料ホットラボ施設プールにおける燃料集合体落下により燃料棒複数が破損し燃料棒中の放射性物質が排気筒より放出されたため、原災法第10条事象、第15条事象に到達した。作業員1名が負傷したため、負傷者を救出して作業員全員待避。汚染状況のサーベイ、除染作業を行った後、出動したひたちなか・東海広域事務組合消防本部(以下、広域消防)が負傷者を医療機関に搬送した。放射線モニタリングを継続する中で、防護服等の着用にて現場状況を確認。また、茨城県原子力オフサイトセンター(以下、OFC)内の現地対策本部に防災要員を3名派遣し、社対策本部との連携作業を実施した。

(2) 所轄消防の出動の有無; 有り(広域消防の訓練出動受け)

(3) 記者発表要員等の派遣の有無; 有り(茨城県庁、その後OFCに行先変更)

(4) 訓練におけるブラインド事項; 有り。シナリオの多くをブラインド化(事象推移時刻、負傷者数・状況等)

(5) 今回初めてとなる訓練事項

- a. 燃料集合体落下に起因した燃料棒複数破損による第15条事象の発生を想定
- b. 訓練シナリオの多くの部分をブラインド化
- c. 負傷者を除染した上での病院搬送

5. 訓練の項目

総合訓練

6. 訓練の内容と結果の概要

(1) 招集訓練

事象発生確認後直ちに社内緊急放送を行い、目標とした緊急放送後10分以内に関係職員を招集することができた。

(2) 救出訓練

広域消防と連携して負傷者の救出と緊急被ばく医療機関への搬送(出発まで)を的確に実施する

ことができた。

(3) 通報訓練

原災法第10条通報から第15条報告、応急措置概要報告までのFAX第1報が目標の15分に対し19分と4分の遅れ、送信先へのFAX着信確認の一部に目標の10分に対し11分と1分の遅れがあった他は、目標時間内に実行することができた。FAX第1報送信の遅れの原因は負傷者情報の入手に手間取ったためである。

(4) モニタリング訓練

通常の固定測定装置（モニタリングポスト等）データを5分毎にモニタリングした他に、社内2箇所において10分毎の放射線モニタリングを行うことができた。

(5) OFC派遣防災要員と連携しての情報収集・連絡調整・広報訓練

OFC派遣の防災要員3名と連携しての情報収集・連絡調整・広報訓練を行うことができた。但し、OFCからの直通電話が操作ミスから受信できず、携帯電話等の代替手段で補い通報連絡を確保した。

(6) その他(災害対策本部、防護隊指揮所活動)

発災後、直ちに防護活動本部及び防護隊指揮所を設置のうえ活動を開始、更に原災法事象に至った時点で防護活動本部を災害対策本部に体制を移行し、想定事象に適切に対応した活動を行うことができた。

7. 前回訓練の反省事項と今回の訓練への反映

前回訓練にて下記が反省事項として抽出された。

- ・事象の蓋然性に配慮し、現場活動にマンネリ化を招かぬよう緊張感を高めた訓練シナリオを検討する。
- ・即応性の訓練に役立つように事象内容等のブラインド化範囲拡大を検討する。
- ・送付先のFAX番号、電話番号の設定チェックを確実に行う。

今回訓練における対応状況は次の通り。

- ・燃料集合体取扱い中の落下による燃料棒の複数破損という事象を想定し、事象の蓋然性に配慮した緊迫感のある訓練を実施することができた。
- ・訓練の中において、訓練シナリオの多くの部分をブラインド化したが、目標とした事態への対応を行い収束させることができた。但し、第1報FAX送信及び一部FAX着信確認に目標時間に対する遅れがあったことなど、更なる改善が必要な点も見られた。
- ・送付先のFAX番号、電話番号の設定は正確に行われた。

8. 訓練の評価

訓練項目、内容ともに概ね所期の目標（時間、実施事項、等）を達成して終了し、今回の訓練の目的が概ね達成できた。

第15条事象に至るといふ蓋然性を高めた訓練を実施し、法定通報・報告を行うことができた。また、今回訓練シナリオの多くの部分をブラインド化して訓練を行ったが、OFCに派遣した防災要員3名との連携した活動を迅速に進めることができ、ほぼ目標とした訓練事項を時間内に終了することができた。但し、FAX第1報の送信に遅れを生じており、情報の一部が不十分であっても迅速性を優先した行動を取る必要がある。また、OFCからの直通電話が操作ミスから受信できなかったことから、電話機の扱いに習熟する必要がある。

災害対策本部、防護隊指揮所活動に関して、想定事象に適切に対応した活動を行うことができたが、緊急事態の解除前に防護隊指揮所を解散したこと、及び対策本部長が一旦宣言した対策本部体制の解散宣言を訂正しないまま、白板記録の訂正を行なおうとしたことは不適切であった。但し、その後、本部長による解散宣言の訂正は正しく行われた。

以上を踏まえ、訓練で能力を高めるべき対象（要員、対応事項、等）を定めて緊急事態への対応能力向上に寄与するブラインド化を含めた訓練シナリオに改良すること等は次回訓練での改善事項とする。

9. 今後に向けた改善点

- (1) 対策本部長への業務集中を緩和し重要な判断業務に集中できるよう本部長補佐要員を配置する。
- (2) 指示・情報等が的確に伝わるよう、電話設備等の使用法の習熟を目的とした要素訓練を実施する。
- (3) 災害の事態（警戒、施設敷地緊急、全面緊急）認識を全体で共有し、事態に則した活動を行うための方策を検討する。
- (4) 能力を高めるべき対象を明確にして訓練シナリオを作成し、訓練効果の更なる向上を企図する。

以上